

洲本市農業委員会 だより

NEWS

令和2年9月発行

遊休農地解消に向けて 農地パトロールを実施しています！

農地パトロール（農地利用状況調査）について

遊休農地の状況などを把握するため、毎年、市内全域で調査を実施し、遊休農地の所有者等に対して、今後の利用についての意向を調査します。なお、調査の際には、農地に立ち入ることもあります。

● 調査期間…8月下旬から10月上旬にかけて

● 調査方法…地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員が耕作放棄農地を見回ります

農地が遊休化すると、雑草や雑木が繁茂し、病害虫や火災、不法投棄の発生となる恐れがあり、周辺農地や近隣住民に大変迷惑を及ぼします。

また、いったん農地が遊休化すると、耕作可能な農地へ復旧するのに多大な費用と労力が必要となりますので、適切な農地の管理をお願いします。



農地パトロール出発式（令和2年8月21日市役所にて）



農地パトロールの様子（安乎町）

洲本市農業委員、農地利用最適化推進委員 担当区域について

令和2年4月1日現在

地 区		担 当 区 域	農 業 委 員 推 進 委 員	住 所	電 話 番 号
1	安乎町、 中川原町	中田、北谷、古宮	藪田 和幸	安乎町中田336番地	28-0351
		古宮	奥井 正展	安乎町古宮55番地	28-1188
		宮野原、山田原、平安浦	番匠 克巳	安乎町宮野原911番地	28-0676
		平安浦	出口 勇	安乎町平安浦962番地1	28-0773
		二ツ石、厚浜、中川原	駒勢 康雄	中川原町二ツ石745番地	28-0665
		中川原	小森 久男	中川原町中川原1036番地	28-0894
		市原、安坂、三木田	高田 佳秀	中川原町市原437番地	28-1414
	三木田	山中 清	中川原町三木田285番地2	28-0313	
2	大野、 納、 鮎屋	宇原、大野	相曽 高博	宇原88番地1	24-1297
		大野	福山 利幸	大野228番地7	22-9002
		新村、池内、木戸、前平、池田	門口 益育	池内923番地	22-8889
		木戸、前平、池田	速水 進	木戸213番地	22-7551
		金屋、納、鮎屋	宮崎 茂樹	金屋850番地1	22-8170
		納、鮎屋	木戸 一善	納1486番地	22-7844
3	町内、潮、 物部、上物部、 千草、加茂、 由良、上灘	上内膳、下内膳、奥畑、桑間、桑間一丁目、上加茂、下加茂	高田 知昭	上内膳1344番地	22-3929
		桑間、桑間一丁目、上加茂、下加茂	藤岡 義治	下加茂一丁目3番15号	22-2831
		猪鼻、中村、上田原、小路谷、東、竹原、野旦田、明田	中田 保	千草乙101番地5	24-0260
		小路谷、東、竹原、野旦田、明田	村井 啓次	千草庚27番地	22-4796
		内田、由良、中津川、相川、畑田、物部、上物部、宇山、町内	油谷 勝彦	由良町内田352番地1	27-2140
		物部、上物部、宇山、町内	森 猛	物部一丁目16番17号	22-6944
4	五色町都志、 五色町鮎原	万歳、大日、角川、新在家、米山、大宮、都志、大浜	井實 敏雅	五色町都志万歳59番地	090-8205-1636
		米山、大宮、都志、大浜	岩本 光明	五色町都志1021番地	33-0811
		南谷、鮎原上、鮎原下、中邑	野口 宰弘	五色町鮎原上564番地	32-0051
		中邑	北山 豊	五色町鮎原中邑756番地2	32-0069
		吉田、田処、葛尾、塔下	瀧岡 隆雄	五色町鮎原葛尾147番地	32-1411
		塔下	毛笠 員成	五色町鮎原塔下175番地	32-1085
		三野畑、小山田、栢野、宇谷、西	中舎 博文	五色町鮎原宇谷293番地	32-0790
		西	藤井 克巳	五色町鮎原西54番地2	32-0240
5	五色町広石、 五色町鳥飼、 五色町堺	広石下、広石北、広石上、広石中	高坂 健	五色町広石下774番地	35-0660
		広石上、広石中	岡本 武志	五色町広石中833番地	35-0242
		鳥飼中、鳥飼上	栗井 信年	五色町鳥飼中363番地3	34-0276
		鳥飼上	坂上 健治	五色町鳥飼上1388番地	34-0198
		鳥飼北、鳥飼浜、鳥飼南	齋藤 文拓	五色町鳥飼浦802番地	34-0196
		鳥飼南	齋藤 久行	五色町鳥飼浦1466番地	34-0229
		下堺、上堺	本條 隆	五色町下堺178番地1	35-0122
		上堺	森脇 鉄夫	五色町上堺311番地2	35-0880
—		—	赤松 正視	上物部一丁目1番21号	24-2294

※農業委員会へ提出する申請書等には、担当区域の委員の閲覧書を添付していただいております。また、農地利用最適化推進委員が担当する区域は、農地利用最適化推進委員とあわせて農業委員の閲覧も願います。

農家の皆さん 農業者年金をご存知ですか？

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者である農業者がより豊かに老後生活を過ごすことが出来るよう国民年金に上乘せした公的な年金制度です。

加入条件は3つのみで、農業者にとって加入しやすい制度です。加入には、農地の権利名義は要りません。

① 国民年金第1号被保険者
(免除者は除く)

② 年間60日以上農業に従事

③ 60歳未満

J Aで加入の手続き等を行うことができます。ご希望の方は、お近くの店舗へご相談ください。

加入時に必要なものは、貯金口座の通帳・届出印と本人確認ができる住民票謄本です。また、年金手帳もご持参ください。ぜひ農業者年金に加入を検討ください。

農業者年金の3つのメリット

メリット1

女性に優しい 奥様も単独で加入可能

農業者の老後の生活収入は、国民年金＋農業者年金が基本です。夫のみの加入よりも、夫婦で加入する方が老後は安心です。

メリット3

若年層には 手厚い政策支援

若年層には保険料の国庫補助による手厚い政策支援があります。

認定農業者、家族経営協定締結者など一定の要件を満たす担い手となる方に対して、保険料(月額2万円)の2割、3割又は、5割の政策支援(保険料の国庫補助)があります。

※若年層:40歳未満

メリット2

税制面で 大きな優遇

- ・積立方式・確定拠出型の年金で運用は安心
- ・年金を受け取る時には、公的年金による所得として公的年金控除を受けることができます。
- ・保険料の全額が社会保険料控除の税制優遇措置を受けられます。支払った保険料は、同一生計の家族の分を含めた全額が社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果を得られます。

制度を詳しく説明したパンフレットを用意しています。
ご希望の方は、農業委員会へご連絡ください。

農地賃借料情報

令和元年4月から令和2年3月までに締結された市内の農地の賃貸借の賃借料（10aあたり）は、次のとおりです。

地 域	平均額	最高額	最低額	データ数
市全体	12,300円	30,000円	3,200円	96筆
洲本	11,400円	30,000円	5,000円	22筆
五色	7,000円	20,000円	3,200円	74筆

参考：使用貸借（無償）については洲本地域177筆、五色地域360筆、市全体537筆となっています。

令和元年度 農地法申請等審議状況

	件 数	面積(ha)
農地法3条許可申請（農地の権利移転・設定）	59	9.16
農地法4条許可申請（農地転用）	12	1.22
農地法5条許可申請（農地転用のための権利移転・設定）	43	4.33
利用権設定申出（農地の貸し借り）	195	64.09
非農地証明願	23	1.12
農地法施行規則第29条第1号の確認証明願 （200㎡未満の農業用施設用地の転用）	3	0.04
農地法第3条の3の届出（相続等での農地の取得）	34	17.38
農地及び採草放牧地の現況変更届	6	0.94

全国農業新聞を購読しませんか!!

- ①発行日：毎週金曜日
 - ②購読料：月700円（送料・税込み）
 - ③発行所：全国農業会議所
- 全国農業新聞の購読は、農業委員会事務局まで。

農業者年金受給者の方へ!!

- ◎受給者の住所変更や死亡の際は速やかに届出ください。
- ◎経営移譲年金を受給されている方で、農地転用等の予定がある場合は、農業委員会にご相談ください。

農業委員会では毎月

5日 申請書等の提出締切日
（その日が休日の場合は、翌日）

22日 定例農業委員会開催日
（その日が休日の場合は、前日）

洲本市農業委員会

〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号
洲本市役所 本庁舎3階

TEL 0799-24-7628（直通）

FAX 0799-25-3590

ホームページ <https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/38/>

メールアドレス noui@city.sumoto.lg.jp

